

A 様

神戸市監査委員	谷 口 時 寛
同	吉 田 基 毅
同	むらの 誠 一
同	藤 本 浩 二

市民税・県民税過誤請求に関する住民監査請求について（通知）

平成 27 年 12 月 1 日付をもって受け付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の内容

平成 27 年 12 月 1 日付をもって受け付けた請求書によると、請求の内容は次のとおりである。

1 請求の要旨

市民税・県民税（平成 27 年度）について、間違った電話対応と須磨税務署からの手書き報告書が原因で過誤請求され、納入させられた。市は所得税申告データの不備に起因したことであるように結論づけるが、電話・窓口で問い合わせているのに受け付けられなかった。問い合わせに従い即時再調査、訂正をすべきであったのにしなかった。担当者に説明を受け、話し合いをしてきたが、何が間違っていたのか明確にされず、間違いを明確に認めない姿勢がみられ、誠意が伝わらない。須磨市税事務所の対応は「須磨税務署の問題」「責任はない」と不適切かつ不誠実であった。申し出に耳を貸さない、納税者、市民サイドに立つ姿勢、意識の欠如が明確である。

後日再調査により税額修正は行われたが、過誤請求・納入は平成 25 年度にもあり 2 度目である。

その後、市長からの回答があったが『電話での対応が間違っていた』とか『調査して回答すべきだった』といったように詳細に何が間違いだったのか明確にしてほしかった。お詫びについても市長からの回答に記載されたのが初めてで、区の市税事務所が作成したものであり誠意が感じられない。

間違った電話対応と須磨税務署からの手書き報告書が原因の過誤納入は、統計学の確率から見ても、納税者の申告（調べない、間違いに気づかない）であることから考えても、他にもあると思われる。区民の方々が不利益を被らないように再点検し、対応していただきたい。多くの市民が不利益を被る事案、いや、事件であり、早急の対応をお願いする。件数は限りあるもので、『現下のシステムで把握するのは困難です』との回答は、承服できるものではない。電話の対応なら、担当者も把握され担当者に聞けばわかる。須磨税務署からの書類については、窓口に行ったときにその場で提示していただいた。『困難』との回答については疑念を抱かざるを得ない。市議会議員、県議会議員に尋ねると「過誤請求はよくあるようで、その都度、何度も何度も市民が声をあげて行かないと仕方ない」とのことだった。市県会議員、当業務を担当したことのある方に聞いても、市税事務所が「少額だから」「過誤納入は還付すればいい」と思われていると感じさせられることばかりである。脱税、振り込み詐欺、請求詐欺（インターネット請求）は犯罪で、大きな問題である。過誤納入があれば『見つけた納税者だけに還付すればよい』との対応は、高齢者、納税に関心のない者、誤請求を見つけられない弱者にとっては請求詐欺にあったのと同じことである。

2 求める措置

- (1) 今回の過誤請求に対して責任ある（政治責任のある）方の謝罪を求める。
- (2) 今回の過誤請求の最大の原因と思われる国税庁からのデータを改善するように申し出ていただきたい。
- (3) 間違った電話対応と須磨税務署からの手書き報告書により市民税・県民税に過誤納入がどれだけ発生しているか、第三者による調査、報告をお願いする。

第2 受理できない理由

地方自治法第 242 条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、執行機関又は職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的としている。

さらに住民監査請求は、その制度の目的からたとえ違法・不当な行為又は怠る事実があ

るとしても市に損害をもたらさない行為等は住民監査請求の対象にならない（昭和 48 年 11 月 27 日最高裁判決）とされている。請求人は、平成 27 年度に起きた市民税・県民税の過誤納入を監査の対象となる財務会計行為等として摘示するとともに、須磨市税事務所の対応が不適切かつ不誠実であったために起きたと不当事由を摘示しているが、当該過誤納入に関して市に損害が発生する可能性は認定できない。

よって、本件請求は地方自治法第 242 条に定める住民監査請求の要件を欠いているので受理することができない。

なお、請求人は間違った電話対応と須磨税務署からの手書き報告書が原因の過誤納入は他にもあると思われるため区民の方々が不利益を被らないように第三者による調査、報告を求めている。この求めは、執行機関又は職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図るための必要な措置を請求していると認定できるが、請求が要件を欠いているからこの措置の請求が監査でとり上げられることにはならない。

間違った電話対応と須磨税務署からの手書き報告書が原因の過誤納入については、措置の請求ではなく監査対象になるかの検討も別途してみた。住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的に照らしこれらを一体とみてその違法性又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示しなければならない（平成 2 年 6 月 5 日最高裁判決）とされている。これに対して請求人は、間違った電話対応と須磨税務署からの手書き報告書が原因の過誤納入を個別的、具体的に摘示していることにはならないので、やはり住民監査請求において監査委員が取り扱える対象にはならない。

市は今回の過誤納入と税額修正を踏まえ、既に所得税の申告書と異なる内容であることが判明した場合市が税務署で調査を行うことを打ち出しているが、国税庁からのデータの改善なども検討し、今後とも適正かつ公平な市税徴収を推進されたい。